

令和 4 年 6 月 2 4 日
海事局 船員政策課

ILO 海上労働条約 (MLC) の規範改正について

1. 経緯

- MLC の規範改正は、加盟国の政府代表・船舶所有者代表・船員代表から成る「特別三者委員会 (STC)」で審議することとされている。
- 第 4 回 STC 第 2 部会合 (令和 4 年 5 月 5 日～13 日) において、8 件の規範 (※) 改正案が最終化され、ILO 第 110 回総会 (令和 4 年 5 月 27 日～6 月 11 日) で承認された (改正は 2024 年 12 月頃に発効予定)。
- ※ 当該条約は、本文、規則及び規範により構成されており、うち規範については、義務的な基準 (A 部) 及び 義務的でない指針 (B 部) から構成されている。

2. 今回の MLC 条約改正の概要 (提案 No 順に記載)

- (1) A4.3 基準 (健康及び安全の保護並びに災害の防止) において、船舶における職業上の災害、負傷及び疾病を防止するための合理的な予防措置の例として、適切なサイズの個人用保護具を必要な船員全員に提供することを追加。
 - (2) A3.2 基準 (食料及び料理の提供) において、自国を旗国とする船舶が満たさなければならない最低基準を、次のように修正。
 - ・船員の勤務期間中、無料で食料及び飲料水が提供されることを規定。
 - ・司厨部の組織及び設備が提供する食事の最低基準について、従前の「適切な、多様な及び栄養のある」に加えて「バランスのとれた」を規定。
 - ・船員への食料及び飲料水の供給については、船長により (又は船長の権限の下で) 頻繁な検査が行われ、当該検査が記録されることが要求されているところ、供給される食料及び飲料水の量、栄養価、品質及び多様性を当該検査の基準として追記。
 - (3) A2.5.1 基準 (送還) において、以下を新たに規定。
 - ・加盟国は、船員が遺棄されたと見なされる場合を含み、船員の迅速な送還を容易にしなければならない。
 - ・寄港国、旗国及び船員供給国は、当該国の領域又は自国を旗国とする船舶内において遺棄されていた船員を交代させるために船舶に従事する船員が、この条約に基づく権利を認められるよう、協力しなければならない。
 - (4) A4.1 基準 (船舶及び陸上における医療) において、以下を新たに規定。
 - ・加盟国は、直ちに医療を必要とする船員が、自国の領域内の船舶から即時に下船し、適切な治療のために陸上の医療施設を利用することを確保しなければならない。
 - ・船舶の航行中に船員が死亡した場合、当該死亡が起きた領域の加盟国、又は、公海上で当該死亡が起きて当該船舶が次に入る領海を有する加盟国は、必要に応じ、当該船員又はその近親者の希望に基づいて、船舶所有者による遺体又は遺灰の送還を容易にしなければならない。
- これに合わせて、B4.1.3 指針 (陸上における医療) において、以下を新たに規定。
- ・加盟国は、船員が公衆衛生上の理由により下船することを妨げられないことを確保すべきであり、また、船内の貯蔵品、

燃料、水、食料及び供給品を利用することができることを確保すべきである。

• 船員は、次を含むがこれらに限定しない場合において、直ちに医療を必要とすると考慮されるべきである。

- (a) 生命を脅かす怪我や病気
- (b) 急性又は慢性的な障害をもたらす、あらゆる怪我及び病気
- (c) 他の乗組員に感染のリスクをもたらす伝染病
- (d) 骨折、重度の出血、折れた又は炎症を起こした歯、重度の火傷
- (e) 船上で管理できない激しい痛み（船舶の運航パターン、適切な鎮痛薬の利用とこれらを長期間使用することによる健康への影響を考慮の上）
- (f) 自殺の危険性
- (g) 陸上での治療を推奨する遠隔医療アドバイザーサービス

(5) 船員が遺棄された場合に当該船員の送還を支援するための金銭上の保証に関する証明書その他の証拠書類（A2.5.2 基準 7）に含めるべき情報（付録 A2-I）、及び、職業上の負傷、疾病又は危険に起因する船員の死亡又は長期の障害の場合における補償を確保するための金銭上の保証に関する証明書その他の証拠書類（A4.2.1 基準 14）に含めるべき情報（付録 A4-I）について、それぞれ項目(g)を「船舶所有者又は、船舶所有者と異なる場合には登録所有者の氏名又は名称」に改正（下線部追記）。

(6) A3.1 基準（居住設備及びレクリエーション用の設備）の 17 において、船舶において全ての船員のために提供される 適当なレクリエーションに係る設備、備品及びサービスの例としてインターネットへのアクセスを想定した「社会的接続（social connectivity）」を追記。これに合わせて、以下の指針を改正。

• B3.1.11 指針（レクリエーション用の設備並びに郵便及び船舶への訪問に関する手配）に「船舶所有者は、合理的に実行可能な範囲において、利用料金が発生する場合には、妥当な金額で、船上の船員にインターネットへのアクセスを提供すべきである。」を追記。

• B4.4.2 指針（港の厚生施設及び厚生に係るサービス）に「加盟国は、合理的に実行可能な範囲において、利用料金が発生する場合には、妥当な金額で、同国の港又はその周辺に錨泊中の船上の船員にインターネットへのアクセスを提供すべきである。」を追記。

(7) A1.4 基準（募集及び職業紹介）5(c)(vi)を次のように改正。

(vi) 当該船員の募集及び職業紹介のための機関又は船員の雇用契約の下で関係する船舶所有者が船員に対する義務を履行しないことによって当該船員が負うこととなる金銭的損失を補償するため、保険又はこれと同等の適当な措置によって保護する制度を構築するとともに、船員が、勤務に先立ち又はその過程において、当該制度における自身の権利について通知されていることを確保すること。

(8) A4.3 基準（健康及び安全の保護並びに災害の防止）5 に次の項目を追加。

• 自国を旗国とする船舶内で雇用され、従事され及び労働している船員のすべての死亡は、十分に調査され記録され、かつ、国際労働機関の事務局長に対し地球規模の登録簿において公表されるために、適切に報告されなければならない。

これに合わせて、B4.3.5 指針（統計の報告及び収集）に次の規定を追加。

• 自国を旗国とする船舶内で雇用され、従事され及び労働している船員のすべての死亡について、国際労働機関事務局

により特定された様式及び分類を用いて、国際労働機関事務局長に報告すべきである。

- ・死亡データは、死亡種類（分類）、船種及び総トン数、死亡場所（海上、港内、錨泊地等）、船員の性別、年齢、職業上の地位並びに出発に関する情報を、これに限定せずに含むべきである。

※上記記載内容は、海事局による仮訳である。

3. 今後の方針

概ね現行法令で担保済みと整理しているが、改めて関係省庁を交えて詳細を確認中。

以上